施設の催し情報

木材利用センター

ところ　木材港北５−95
参加費　けん玉教室　300円
DIY教室　2,000円〜
ハザイ教室　300円
申込方法　木材利用センターまで電話☎㉜2393で。
※教室情報は市ホームページにも掲載しています

◀市ホームページ木材利用センター

教室名	とき	対象	内容	定員
けん玉教室	12月４日㈯、12日㈰ 10:00〜12:00	園児〜大人	けん玉先生の指導で、けん玉の技・遊びを基本から学びます。初心者から上級者までOKです。けん玉も無料で貸し出しています。	各30人
DIY教室	12月８日㈬ 10:00〜13:00	大人（初心者向け）	用意された木材を使用し、講師の丁寧な指導で好きなものを作製します。例）野菜BOX、傘立て、棚など	5人
ハザイ教室	12月11日㈯ 10:00〜12:00	園児〜小学生	ハザイで木工体験ができます。	10人

※汚れても良い服装で来てください。また、園児は保護者が同伴してください

図書館

図書館	開館時間	12月の休館日
はつかいち市民図書館 ☎⑳0333	月〜金曜日 9:00〜19:00 土・日曜日、祝・休日 10:00〜18:00	29日㈬〜31日㈮
さいき図書館 ☎⑦1011	10:00〜18:00	6日㈪、13日㈪、20日㈪、27日㈪、29日㈬〜31日㈮
大野図書館 ☎㊿1120		

12月のおはなし会	とき	ところ	対象
小さい子のためのおはなし会	３日㈮、17日㈮ ①10:30〜、②11:00〜	はつかいち市民図書館	乳幼児
	17日㈮11:00〜	さいき図書館	
おはなし会	11日㈯、25日㈯11:00〜	はつかいち市民図書館	幼児〜小学校低学年
	11日㈯10:30〜	さいき図書館	
	18日㈯14:00〜	大野図書館	

クリスマスの贈り物は…世界をめぐるおはなしたまてばこ

昔話や創作の心温まるおはなしを、ストーリーテリングで語り聞かせます。

とき　12月12日㈰10時30分〜11時30分
ところ　ウッドワンさくらぴあリハーサル室
演目　「雪女（日本の昔話）」ほか
対象　小学生以上（保護者同伴可）
※大人のみの参加も可能です
定員　25人（先着順）
申込開始日　12月１日㈬
申込方法　はつかいち市民図書館まで直接または電話（☎⑳0333）で。

おおの自然観察の森

問い合わせ　☎㊺3000

バードウォッチング

おおの自然観察の森では、約50種類の野鳥が生息しています。

気楽に自然と触れ合え、心和むバードウォッチングを通して自然を実感してみませんか（雨天決行）。

とき
12月12日㈰10:00〜12:00

ところ
おおの自然観察の森自然観察センターおよび園内

講師
野鳥アドバイザー
柚山（ゆやま）　政之（まさゆき）さん

みやじマリン 宮島水族館 Miyajima Public Aquarium

問い合わせ☎㊹2010

お正月特別企画展「Goto寅年〜干支のイキモンガイドツアー〜」

飾り付けられた水槽の中に、名前に「トラ(tiger)」がつく生き物たちを集めました。
世界各地のさまざまな“トラ”の魅力を巡るガイドツアーに参加しているような気分を味わうことができる展示です。

とき　12月25日㈯〜令和４年１月30日㈰
ところ　宮島水族館　１階展示室

BOAT RACE 宮島 12月

ボートレース宮島の収益金は、廿日市市のまちづくりに役立てられています
宮島ボートレース企業団☎㊺1122
ボートレースホームページ開催情報▶

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
							第15回日本トーター賞						第９回東洋観光グループ杯									第６回中国新聞販売センター杯			日刊スポーツ栄光楯				

※最新情報など詳しくは、二次元コードから確認してください

暮らしの相談

㋮は予約が必要です。㋮がついていない場合は、直接会場に来てください。
㊎は電話での相談もできますので、活用してください。

相談	とき		ところ	問い合わせ・予約先・備考
市民相談㊎	月・火・金曜日 ※６日㈪を除く	9:30〜14:30	市役所２階市民相談室	経営政策課☎㉚9121 ※相談の受け付けは14:00まで ※21日㈫の受け付けは正午まで
弁護士相談㋮	８日㈬、21日㈫、22日㈬	13:00〜16:00	市役所２階市民相談室	経営政策課☎㉚9121　相談は30分以内 **予約開始**　2日㈭8:30〜電話で。
行政書士相談 相続・遺言、離婚、成年後見、空き家など	15日㈬	13:00〜16:00	市役所５階501会議室	経営政策課☎㉚9121
	３日㈮、24日㈮	13:00〜17:00	市民活動センター２階	
	１日㈬	13:00〜16:00	大野支所301研修室	
	９日㈭	13:00〜16:00	佐伯支所第２会議室	
	10日㈮	13:00〜16:00	大野東市民センター	
相続・後見相談	12日㈰	13:00〜16:00	山崎本社 みんなのあいプラザ	
行政相談 国や独立行政法人への意見、担当の行政機関が不明な相談など	13日㈪	13:00〜16:00	吉和福祉センター	
土地・建物登記相談㋮	16日㈭	13:00〜16:00	市役所２階市民相談室	広島県土地家屋調査士会廿日市支部☎㉚3350 ※予約の受け付けは15日㈬17:00まで
税理士税務相談㋮	１日㈬	13:00〜16:00	市役所２階市民相談室	課税課☎㉚9113　※次回１月５日㈬
生活困窮相談㋮ 生活や仕事などの相談	月〜金曜日	9:00〜17:00	市役所１階生活福祉課	はつかいち生活支援センター☎⑳4080
心配ごと相談㊎ 日常生活上の悩みごとや、対人関係のもつれ、困りごとなど	火・金曜日	13:00〜16:00	山崎本社 みんなのあいプラザ	廿日市市社会福祉協議会廿日市事務局（山崎本社 みんなのあいプラザ内） ☎⑳0783・FAX⑳1616 同佐伯事務所（佐伯社会福祉センター内） ☎⑦0868・FAX⑦1005 同吉和事務所（吉和福祉センター内） ☎⑦2883・FAX⑦2514 同大野事務所（大野支所３階） ☎㊺3294・FAX㊺3275 同宮島事務所（宮島福祉センター内） ☎㊹2785・FAX㊹2661 ※各事務所では、ボランティア相談、福祉総合相談も随時行っています
	水曜日		佐伯社会福祉センター	
	第２・４月曜日		吉和福祉センター	
	第１〜３木曜日		大野支所３階	
	23日㈭		大野東市民センター	
	第１・３月曜日		宮島福祉センター	
認知症介護相談	７日㈫	13:30〜15:30	地御前市民センター	
認知症介護相談㊎	28日㈫	13:00〜16:00	大野支所３階	
司法書士法律相談㋮	８日㈬	13:00〜16:00	山崎本社 みんなのあいプラザ	
障がいに関する総合相談㊎	月〜金曜日	9:00〜17:00	山崎本社 みんなのあいプラザ	障がい福祉相談センターきらりあ（山崎本社 みんなのあいプラザ内） ☎⑳0224・FAX⑳0225
専門相談会㋮ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による相談	16日㈭	14:00〜15:00	山崎本社 みんなのあいプラザ	障害福祉課☎㉚9152・FAX㉛1999 ※予約の受け付けは９日㈭17:00まで
高齢者の総合相談㊎ 介護予防や生活上での困りごと、介護保険、虐待など	月〜金曜日	8:30〜17:00		地域包括支援センターはつかいち☎㉚9158・FAX㉚9131 地域包括支援センターさいき☎⑦2828・FAX⑦0415 佐伯さつき会よしわせせらぎ園（吉和地域）☎⑦2700・FAX⑦2705（佐伯さつき会さいきせせらぎ園につながります） 地域包括支援センターおおの☎㊿0251・FAX㊺1307 いもせ聚楽会宮島ふれあい（宮島地域）☎㊹0250・FAX㊹0881

※29日㈬〜31日㈮を除く

消費生活の相談

【相談窓口】
消費生活センター
問い合わせ
☎㉛1841
とき　月〜金曜日（祝・休日を除く）9:00〜12:00、13:00〜16:00
ところ　市役所６階 消費生活センター（産業振興課内）

商品やサービスなどでの困りごとは、消費生活センターに相談してください。

【相談事例】

県外の事業者から電話があり「コロナで観光客が激減し、苦しいので海産物を買ってほしい。以前購入してもらったことがある。５万円相当の品を１万４千円にする」と勧誘された。後日、事業者の電話番号を検索すると、「海産物の送り付け詐欺」といった情報が載っていた。不安になったので解約したい。（60歳代　女性）

【アドバイス】

相談者には、電話勧誘販売なのでクーリング・オフが可能であることを説明しました。商品が届いた際には宅配業者に受け取り拒否することを伝え、送り状に記載された配達元の事業者名や電話番号、住所をメモし、事業者宛にクーリング・オフの書面を発送するよう助言しました。

事業者からの電話勧誘で契約をした場合、特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に該当します。商品の購入を電話で承諾しても、契約や申し込みの書面が届いてから８日間はクーリング・オフができます。事業者の連絡先が分からなくても、配達された商品の送り状で確認しましょう。

電話での勧誘を断ったにもかかわらず、一方的に商品を送り付けられても、消費者が「承諾」の意思を示さなければ、商品の受け取りや代金支払いの義務はありません。もし、商品を受け取ってしまっても、事業者に連絡せず、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

（広島県環境県民局消費生活課発行「くらしのフレッシュ便り」）